

大阪府屋外広告業者に対する処分基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大阪府行政手続条例(平成7年大阪府条例第2号。以下「手続条例」という。)第12条第1項の規定に基づき、大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号。以下「条例」という。)第24条の4の規定による屋外広告業者に対する処分の基準を定めるとともに、処分の手続その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)、条例及び大阪府屋外広告物条例施行規則(昭和49年大阪府規則第22号。以下「規則」という。)によるほか、当該各号に定めるところによる。

- 一 屋外広告業者 条例第22条第1項又は第3項の規定に基づく登録を受けた者をいう。
- 二 登録の取消し 条例第24条の4第1項の規定により、屋外広告業者に対しその登録を取り消すことをいう。
- 三 営業停止の命令 条例第24条の4第1項の規定により、屋外広告業者に対しその営業の全部又は一部を停止することをいう。
- 四 処分 登録の取消し又は営業停止の命令をいう。

(登録の取消し又は営業の停止の基準)

第3条 知事は、屋外広告業者が条例第24条の4第1項各号のいずれかに該当し、かつ、条例第25条に規定する勧告等を行った後においても違反が是正されない場合、登録の取消し又は営業の停止を命じるものとする。

(登録の取消し)

第4条 前条の場合において、知事は、屋外広告業者が、別表第1に掲げる登録の取消し事由に該当することとなったときは、その登録を取り消すものとする。

- 2 屋外広告業者が、登録の取消し処分を受ける以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(営業停止の命令)

第5条 第3条の場合において、知事は、屋外広告業者が別表第2の左欄に掲げる営業停止を命ずる事由(以下「営業停止事由」という。)に該当することとなったときは、同表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる期間(以下「営業停止期間」という。)その営業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

- 2 前項の屋外広告業者が、複数の営業停止事由に該当することとなったときは、各事由の営業停止期間を加算し、180日を超える場合は、180日を上限とする。

3 屋外広告業者が、営業停止の命令以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

4 当事者が、別表第3の左欄に掲げる営業停止期間の加重に係る事由(以下「加重事由」という。)及び営業停止期間の軽減に係る事由(以下「軽減事由」という。)に該当することとなった場合にあつて同表右欄に定める日数を営業停止期間に加算又は減算することができるものとする。

(その他)

第6条 登録の取消し事由及び営業の停止事由両方に該当することとなった場合にあつては、登録の取消しのみを行うものとする。

(処分の手続)

第7条 処分に係る手続は、行政手続法(平成5年法律第88号)、手続条例及び大阪府聴聞等の手続に関する規則(平成6年大阪府規則第69号)により行うものとする。

(当事者への通知)

第8条 知事は、処分を行うことを決定したときは、当事者に対し処分の内容、根拠となる条項及び処分を行う理由等を明記した通知書を送付する。

(他の地方公共団体等への通知)

第9条 知事は、屋外広告業者に対し処分を行ったときは、処分を行った屋外広告業者の商号、氏名又は名称、住所、登録年月日、登録番号、処分の対象となった行為及び処分の内容等を次に掲げるものに通知する。

- (1) 国土交通省
- (2) 滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県の知事
- (3) (2)の府県にある指定都市及び中核市の長
- (4) 大阪府内の市町村の長

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係 登録の取消し事由）

取消し事由
1 偽りその他不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
2 条例第22条の4第1項に規定している各号のうち次のいずれかに該当することとなったとき (1) 屋外広告業者（屋外広告業の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第24条の4第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその取消しの日から起算して2年を経過しないもの (2) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (3) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が、(1)又は(2)いずれかに該当するもの (4) 法人でその役員の中に(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの (5) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者
3 条例第24条の4第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

別表第2（第5条関係 営業停止事由及び営業停止期間）

営業停止事由	営業停止期間
1 条例第22条の5第1項及び第3項の規定による屋外広告業の登録事項の変更による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	90日
2 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき	
(1) 条例第18条第1項又は第19条の規定による命令に違反した者	180日
(2) 条例第3条第1項、第4条第1項若しくは第2項、第6条、第8条の2第1項後段又は第15条第1項若しくは第2項の規定に違反した者	90日
(3) 条例第17条の規定による除却をしない者	
(4) 条例第24条の6第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	60日
(5) 条例第3条第2項又は第8条の2第2項の規定による知事の付した条件に違反した者	30日
(6) 条例第14条又は第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
法に基づく条例（大阪府屋外広告物条例以外の屋外広告物条例）又はこれに基づく処分に違反した場合であって、上記(1)から(6)までのいずれかの違反内容に相当するときにも、この基準を適用する。	

別表第3（第5条関係 営業停止期間の加重事由又は軽減事由及び期間）

加重事由又は軽減事由	期間
1 加重事由	30日
(1) 悪質と判断した場合（指導中に違反を繰り返す、提出書類の偽造を行う等）	
(2) 相当数の違反広告物を掲出している場合 (3) 過去5年間にこの条例に基づく処分歴がある場合	
2 軽減事由	30日～180日
(1) 過去5年間にこの条例に基づく処分歴がない場合	
(2) 当事者自らの責めに帰すことができない場合等、やむを得ない事情がある場合 (3) 当事者の過失が軽微であり、又は情状を酌むべき場合	